

認可保育園・認定こども園(2・3号認定)・小規模認可保育園 平成29年度入園募集 0歳児クラスは 出生前から申込可能に

平成29年4月保育園一斉入園募集の0歳児クラスは、出生前でも申込みが可能となります。出産予定日が平成29年2月4日(土)までの方は、下表の受付期間内に申し込んでください。
※2月5日(日)以降に出生された場合は、平成29年5月以降の利用申込対象となります。
また、「保育所等利用申込書」「勤務証明書」「認可外保育所の受託証明書」等の添付書類の締め切りは12月8日(木)となります。昨年度より2週間程度早くなっていますのでご注意ください。

平成29年度4月入園受付日程(予定)

受付期間・時間	受付場所
11/4(金)~14(月)の平日 8:30~17:00 (水曜は8:30~19:00)	豊洲シビックセンター (豊洲2-2-18)
11/17(木)~12/8(木)の平日、11/20(日) 8:30~17:00 (水曜は8:30~19:00)	区役所

国民年金保険料の納付が困難な方へ

平成28年7月以降の免除・納付猶予(50歳未満)の申請受付開始

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。7月1日(金)から、平成28年7月~29年6月分の申請を受け付けます。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、年金受給額は保険料を全額納付した時に比べて減額になります。ただし、承認期間中の保険料は10年以内に追納できます。
「免除申請」は本人、配偶者および世帯主、「納付猶予」は、本人および配偶者の平成27年中の所得により日本年金機構が審

後期高齢者医療制度 自己負担(1割・3割)が決定 全加入者に保険証を発送 7月中旬

平成28年度の住民税課税標準額に基づき、8月1日(月)からの医療費の自己負担割合(1割または3割)が決まりました。今年度は、保険証の一斉更新を行いますので、自己負担割合の変更のない方も含め、すべての加入者に新しい保険証を7月中旬に簡易書留でお送りします。自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の加入者数の増減

雇用保険被保険者離職票等の書類を、離職日がわかるようにコピーしてご用意ください。
受付は区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所・豊洲特別出張所で行っています(左表のとおり)。年金手帳、年金保険料納付書など、基礎年金番号が確認できるものが必要です。
区民課年金係
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

申請日	免除申請を行う期間	区役所区民課年金係	各出張所・豊洲特別出張所
7/1(金)~29(金)	平成27年6月分以前	○	×
	平成27年7月分~平成28年6月分	○	○
8/1(月)以降	平成28年7月分~平成29年6月分	○	○
	平成27年6月分以前	○	×
	平成27年7月分~平成28年6月分	○	×
	平成28年7月分~平成29年6月分	○	○

※申請日から2年1か月前以降分の申請が可能です

肉の食中毒に注意!

「増やさない」「やっつける」が有効

生や半生の鶏肉が原因の食中毒が増えています。5月には区内のイベント会場で、半生の鶏肉を原因とする、大規模なカンピロバクター食中毒が発生しました。
カンピロバクターは鶏や牛、豚等の腸管内にいる菌で、少ない菌量で食中毒を起こすので、どんなに新鮮な肉でも生や半生で食べることは危険です。特に鶏肉では、市販の鶏肉の50~80%からカンピロバクターが検出されたという報告もあります。
「肉の調理は、次のことに注意」
①内部にも食中毒細菌が入り込んでいる場合がありますので、中心部まで加熱しましょう。

後期高齢者医療制度 保険料額決定 7月19日(火)にお知らせを発送

平成28年度の後期高齢者医療保険料のお知らせを7月19日(火)にお送りします。
「特別徴収とは」4月~翌年2月まで年6回の年金支給月に年金から保険料を差し引くことで納める方法です。
「普通徴収とは」年間保険料を7月~翌年3月までの各月に振り分け、口座振替や納付書により納める方法です。
保険料は被保険者と世帯主の所得をもとに決めています。所得が一定以下の場合には保険料が軽減されますが、所得の申告をしていないと軽減できません(税金が非課税の方でも所得の申告をお願いします)。保険料の算定方法等の詳細は、同封のパンフレットをご覧ください。
医療保険課収納管理係
☎(3647)8520
FAX(3647)8443

介護保険サービスの利用者へ 新しい負担割合証を7/12(火)発送

要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に、8月1日(月)からのご自身の負担割合を示した「負担割合証」を7月12日(火)にお送りします。
65歳以上の方の介護保険サービス利用者負担割合は、一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上